

商店リフォーム支援事業補助金チェックリスト

対象物件

- 市内で営業していること
- 以前に「商店リフォーム支援事業補助金」または「空き店舗対策支援事業補助金」を活用していない。
- 日本標準産業分類に基づき、小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業のいずれかの業種である。
- 下記に該当しない
 - ×店舗面積が1,000㎡以上であること
 - ×店舗内のテナントであること
 - ×風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の適用を受ける店舗であること
 - ×市外に本店があるチェーン店またはフランチャイズ店
- 店舗併用住宅の場合、対象経費は店舗部分の工事に限る。
- リフォーム工事費の総額が20万円以上である。
(備品の購入は対象となりません。)
- 施工業者は市内の業者である。
(見積書や領収書、請求書等は市内住所の記載がある書類に限ります。またリフォーム補助を受ける個人又は法人代表者と業者(法人の場合は代表者)が同一の場合は、不可。)
- 申請時の見積書に記載のある工事が対象となる
(工事箇所や単価に変更のある場合、着工前に相談してください。)
- 補助金決定通知の日以降の工事で令和9年1月31日までに完了する。

対象者

- 市税を滞納していない。
(世帯全員。法人の場合は法人と法人代表者個人の世帯全員)
- 太田市に住民登録がある者
(法人の場合は代表者、外国人は日本国内で就労が認められる残留資格を有すること)
- リフォーム完了後、3年以上継続して営業できるもの
(3年間、年度末ごとに確定申告書等の写しなど提出条件あり)

申請に必要な書類等

1	<input type="checkbox"/>	・補助金等交付申請書【指定書式】
2	<input type="checkbox"/>	・店舗の位置図 (店舗の位置がわかるもの。インターネットの地図サイト等を印刷したもので可。)
3	<input type="checkbox"/>	・賃貸借契約書の写し (賃借の場合のみ。)
4	<input type="checkbox"/>	・リフォーム工事に関する店舗所有者の同意書 (店舗所有者と申請者が異なる場合のみ。)
5	<input type="checkbox"/>	・補助金の交付を受けようとする者の履歴書 (申請者の役職や職歴等。顔写真の貼付は不要。)
6	<input type="checkbox"/>	・住民票写し(コピー可) (申請者の住所がわかるもの、本籍及び世帯主との続柄の記載は必要ありません。)
7	<input type="checkbox"/>	・登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(コピー可) (申請者が法人である場合のみ。)
8	<input type="checkbox"/>	・工事前の施工箇所(店舗内外)の写真 (カラーのみ可、A4用紙に添付または印刷したものを提出。)
9	<input type="checkbox"/>	・工事明細のわかる見積書(コピー可) (宛先と申請者名が一致するようにしてください。また、業者の印が必要です。)
10	<input type="checkbox"/>	・建物の平面図(コピー可) (工事箇所がわかるもの。)
11	<input type="checkbox"/>	・ <u>太田市税等完納照合票(個人又は法人代表者個人用)【指定書式】</u> (世帯全員の滞納がないことを確認。収納課(本庁舎2階)にて照合してください。)
12	<input type="checkbox"/>	・ <u>太田市税等完納照合票(法人用)【指定書式】</u> (申請者が法人である場合のみ。)
13	<input type="checkbox"/>	・確定申告書(第一表、第二表、収支内訳書又は青色申告決算書)の写し ※個人 ・法人税申告書別表一、貸借対照表、損益計算書の写し ※法人 (前年営業していることがわかる書類)
14	<input type="checkbox"/>	・ <u>誓約書【指定書式】</u>
15	<input type="checkbox"/>	・店舗の開業にあたって必要となる免許、資格、許可証等の写し
16	<input type="checkbox"/>	・ <u>商店リフォーム支援事業補助金チェックリスト【指定書式】</u>

※【指定書式】の書類は、市ホームページからダウンロード又は産業ミライ推進課窓口にて配布しています。